

宇宙政策委員会 基本政策部会
宇宙活動法の見直しに関する小委員会の運営について

令和6年9月26日

1. 議事の公開について

(1) 審議の内容等の公表

議事は原則として非公開とする。小委員会における審議の内容等を、小委員会終了後、遅滞なく、プレスブリーフィングを行う。

(2) 議事要旨

小委員会の終了後、速やかに、小委員会の議事要旨を作成し、これを公表する。

(3) 議事録

小委員会の議事録を作成し、各委員に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

2. 配布資料の公開について

小委員会で配布された資料は、原則として、小委員会終了後速やかに公開する。

3. その他の運営事項

前各項に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。